



即位・大嘗祭違憲訴訟の会

はがき通信 (2019.12.30)

〒202-0022 東京都西東京市柳沢2-11-13

郵便振替口座: 00120-3-29325

(加入者名: 即位・大嘗祭違憲訴訟の会)

<http://sokudai.zhizhi.net>

e-mail:sokudai@mail.zhizhi.net

第2次差し止め請求訴訟、東京高裁 原判決破棄・一審差し戻しを決定!

国家賠償請求と差し止め請求とに分離されてしまった即位・大嘗祭違憲訴訟。このうち差し止め請求第1次提訴分については、最高裁で棄却の決定が下されてしまいました。

しかし、12月24日(火)東京高裁は、第2次提訴分の差し止め訴訟について、東京地裁の却下判決を破棄し、地裁での裁判のやり直しを命じました。地裁判決は私たちが主張した納税者基本権にもとづく差し止めを却下しましたが、人格権にもとづく請求については判断していなかったため、手続き上法令違反にあたる、と判断されたのです。結果的に、原判決の破棄と一審差し戻しを要求していた私たちの訴えが、認められることになりました。

おそらく被控訴人(被告)・国は、高裁判決を不服として最高裁に上告することになると思われます。その結果、最高裁での弁論が開かれた上で被上告人(原告)の逆転敗訴か、あらためて一審の裁判の開始かが、決まることになりそうです。

今後の展開などについては、次号ニュースなどをご覧ください。

なお、国賠請求分の口頭弁論(第5回)は予定通りです。

2020年2月5日(水)14時30分～ 東京地裁103号法廷